

総務常任委員会

平成30年6月13日(水)

総務常任委員会

定例会名 平成30年第2回定例会
招集日時 平成30年6月13日(水) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 1名
委員 中根利兵衛

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越恵美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公司

管財課長	山岡 勉
契約検査課長	神宮寺 昌志
税務課長	木村 光裕
商工観光課長	大里 明子
収納課長	山岡 三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田 裕
交通防災課参事	松崎 弘臣
市民活動課長	糸賀 珠絵
総合窓口課長	大里 真紀
システム管理課長	中島 政順
監査委員事務局長	大和田 伸一
庶務議事課長	野島 貴夫

議会議務局出席者

書	記	糸賀 崇子
書	記	田上 洋子

平成30年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第 35号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 36号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 38号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について
議案第 39号	牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について
議案第 44号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 45号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 46号	損害賠償の額を定めることについて

午前10時00分開会

○杉森委員長 おはようございます。

定刻前でございますが、全員予定の方々がそろいましたので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

中根委員より、委員会欠席の届けがありました。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、商工観光課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として、糸賀君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- 議案第 35号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 36号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 38号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 39号 牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 45号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 46号 損害賠償の額を定めることについて

以上7件であります。

前回と比べると大変多いんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第35号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 税務課の木村です。よろしくお願ひします。

議案第35号について、説明いたします。

牛久市税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

平成30年度税制改正関連法案地方税法等の一部を改正する法律案が平成30年3月28日に参議院本会議にて可決成立し、平成30年3月31日に公布されました。このことにより、本法律が一部の規定を除き平成30年4月1日から施行されることに伴い、市税条例の一部について平成30年4月1日から施行される規定部分に限り専決処分により改正を行いました。

市税条例の改正内容について、今年度の税制改正によって改正された地方税法等において平成30年4月1日から施行される部分については、税条例に関する大幅な規定の変更等は行われておらず、今回の専決処分により一部改正を行います。市税条例では固定資産税関係が評価外の基

準年度に当たるため、規定されている年度の変更や引用されている法律等の条項の整理、文言の整理が主な改正の内容となっております。

改正の一例としまして、現行の規定では平成27年度から平成29年度までとなっているところを改正後の規定としまして、平成30年度から平成32年度までということで改正いたします。現行の制度を維持するための改正となります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第35号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第35号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第36号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 議案第36号について、説明いたします。

牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

平成30年度税制改正関連法案地方税法等の一部を改正する法律案が平成30年3月28日に参議院本会議にて可決成立し、平成30年3月31日に公布されました。このことにより、本法律が一部の規定を除き平成30年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税条例の一部についても平成30年4月1日から施行される規定部分に限り、専決処分により改正を行いました。

都市計画税条例の改正内容について、今年度の税制改正によって改正された地方税法等において平成30年4月1日から施行される部分については、税条例に関する大幅な規定の変更等は行われておらず、今回の専決処分により一部改正を行います。都市計画条例では固定資産税と合わせて都市計画税関係が評価外の基準年度に当たるため、規定されている年度の変更や引用されている法律等の条項の整理、文言の整理が主な改正の内容となっております。

改正の一例としましては、都市計画税につきまして固定資産税と同様、現行の規定の中で平成27年度から平成29年度までとなっている部分を、改正後の規定としまして平成30年度から平成32年度までということで現行の制度を維持するための改正となります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第36号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第36号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第38号、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第38号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 議案第38号について、説明いたします。

牛久市税条例の一部を改正する条例について。

平成30年度税制改正により、地方税法等が改正されたことに伴い、市税条例の一部を改正し

ます。市税条例における主な改正内容について大きく3点あります。

第1点。固定資産税の課税標準額の特例措置について。附則第10条の2、第26項。政府において、中小企業の生産性の向上を実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特例措置法の規定により、市が主体的に作成した導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税、特に償却資産となります、の特例措置が創設されました。中小企業、個人事業主も含まれます、資本金の額が1億円以下、従業員数1,000人以下についてが対象となります。こちらにつきましては、市内の法人登録1,619社のうち、1,400社が対象となりますので、86%の市内の法人が対象となるということになります。

特例措置の内容につきましては、以下の3要件全てを満たす設備投資が対象となります。第1点、市が策定した計画に基づき、中小企業が実施する設備投資。内容につきましては、中小企業は商工会等と連携し設備投資計画を策定すると。2点目、企業の設備投資計画が市の計画に合致するかを市が認定するとなります。②導入により労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資。③生産販売活動等の用に直接供される設備投資となります。

こちらにつきましては、牛久市がこの特例率ゼロを選択した理由につきまして説明いたします。当該特例措置の導入につきましては、国は市町村の裁量としながらも、特例率ゼロを選択しない場合、市内事業者がものづくり補助金等の国の補助金を申請しても加点の優遇が受けられず、採択が絶望的となります。市内の中小企業者が不利益をこうむることがないために、牛久市としましてはゼロを選択しております。また、県内の状況としましては、県内44市町村は全て特例率ゼロを選択しております。特例率につきましては、固定資産税、償却資産の固定資産税の課税標準額を最初の3年間に限りゼロにすると。これは平成33年3月末までに取得した設備が対象となります。

大きな第2点目。市たばこ税の税率の引き上げについて。市たばこ税の税率が平成30年10月1日から3段階で引き上げられます。こちらにつきましては、来年の10月1日の消費税アップの年は引き上げを行わないということになります。1箱につき、20円、1本につき1円ということになりますので、1箱につき20円のアップが今後3回行われ、トータルで60円のアップということになります。

続いて、加熱式たばこの課税方法方式の見直しについて。アイコス、グロウ、プルームテックといった加熱式たばこについては現在パイプたばこに区分されており、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていますが、製品重量が低いことから紙巻きたばこに比べて極端に税負担が低くなっており、課税の公平性の観点から、課税方式の見直しが行われます。見直し内容としましては、新たに加熱式たばこの区分が創設され重量と小売価格をもとに本数を換算する課税方式に見直しされます。新課税方式は平成30年10月1日より施行され、5年間にかけて段階的に移行されます。

最後に第3点目になります。地方税法が改正されたことに準じて改正される個人の市民税関係の主な項目となります。平成33年度分から適用となります。

給与所得控除。公的年金控除から基礎控除への振りかえ。給与所得者控除。公的年金控除を

10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるということになります。

続いて、給与所得控除。公的年金控除の見直しについて。給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げ、控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。公的年金収入が1,000万円を超える場合には控除額に195万5,000円の上限が設けられます。今までは上限はありませんでした。基礎控除の見直し。合計所得金額が2,500万円以上を超える納税義務者については基礎控除の適用がなくなります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第38号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。小野委員。

○小野委員 それでは何点かお願いをいたします。

特例措置の軽減を受けるための要件の中に、市が策定した導入促進基本計画に合致したものを中小企業はそれに沿って計画を立てなければならないということが求められております。この市の導入促進基本計画について、内容について、きょうは商工観光課のほうも説明員としていらっしゃってますので、この点について内容的なものを、細かくなくてもいいんですけども、ざっくりしたところをお願いしたいと思います。

○杉森委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 商工観光課、大里です。よろしく願いいたします。

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。市が策定する導入促進基本計画は現在素案を作成しておりまして、国と事前協議を進めている最中でございます。

この基本計画に盛り込むべき内容といたしましては、認定の目標数、事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とすること、設備の種類、市内での対象地域、対象業種、計画期間などがございます。対象地域につきましては、市全域。対象業種は全業種とする予定でおりますので、事業者が求められるべきものといたしましては、設備の種類と労働生産性が年平均3%以上向上することのみということになります。

以上でございます。

○杉森委員長 小野委員。

○小野委員 続けて何点かいいですか。もう2点ぐらい。3点まで。

ありがとうございました。もう1点お願いいたします。対象になる設備の具体的な内容についてお伺いいたします。

○杉森委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 再度の御質問にお答えいたします。

対象となる設備の内容でございますけれども、固定資産税の特例措置がゼロとなる設備といたしまして、生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上するということが前提条件とはなりますが、まず機械設備。こちらは取得価格が160万円以上で販売開始時期が10年以内のもの。2つ目としまして、測定工具及び検査工具、こちらの取得価格は30万円以上、そして販売開始時期が5年以内のもの。3点目といたしまして器具備品ですね。こちらの取得価格が30万円以上、そ

して販売開始時期が6年以内のもの。4点目といたしまして建物付属設備。こちらは取得価格が60万円以上、そして販売開始時期が14年以内のものとなります。その他の要件といたしまして、中古資産ではないものという条件がつきます。

以上でございます。

○杉森委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、もう1点お願いいたします。

全協でも説明の配られた書類の中に、商工観光課のほうから配られた中に、設備投資計画の認定を受けた中小企業者はものづくり補助金の国の補助金における優先採択を受けられるということなんですけれども、これについてなんです、例えばこの中にはものづくり補助金という補助金が1つ認定されると受けられるということなんですけれども、ほかにも何点かありましたらお願いします。

○杉森委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 再度の御質問にお答えさせていただきます。

今回の固定資産税の特例措置ゼロを導入した市町村の事業者が償却資産を取得した場合に、4つの国の補助金に対して優遇措置が受けられるという制度もその中身の1つでございます、ただいま小野委員からございましたものづくり補助金、こちら正式名称ものづくり商業サービス経営力向上支援補助金というものでございます。こちらは補助の上限額が1,000万円。今回商工会のほうに確認したところ、商工会のほうで3件の申請が上がったということで聞いております。

それ以外の3つの補助金につきましては、まず1つはサービス等生産性向上IT導入支援事業。こちらIT補助金と俗に言われているものでございます。こちらは補助の上限額が50万円でございます、こちらにつきましては今現在3つの事業者が2次の申請に向けて計画を策定中ということで商工会のほうには聞いております。

3点目といたしまして、小規模事業者持続化補助金というものがございます。こちら商工会からの情報でございますが、16社から申請が上がっていると聞いております。こちらにつきましては補助上限額が50万円という形になります。

最後にもう一つ、戦略的基盤技術高度化支援事業、こちらは俗に言いますサポイン補助金というものになります。こちらにつきましては、中小企業者等が大学等の研究機関と連携をして行う事業に対する補助ということでございまして、商工会のほうではこれまで牛久市内では経験がなかったと聞いてございます。

以上でございます。

○杉森委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。山越委員。

○山越委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

今回のこの税条例の改正によって、当市がかかわる部分の何というんでしょうか、影響という

んですか、平たく言って金額ですが、シミュレーションをもししているのであれば、どのような影響が出てくるのか、それをちょっとお示しいただければありがたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 山越委員の御質問にお答えします。

今回の税制改正による市税収における影響としまして、まず市たばこ税の税率の引き上げにつきましては、これは過去の決算額から推測しましても、毎年のようにたばこ税については2,000万円以上の減収となっておりますので、今回また増税ということになりますので、それなりにこれが少しは拡大するとは思いますが、消費量は減るとは思いますが、金額が上がりますので大きな減額にはならないと考えております。

続きまして、個人市民税のほうになります。こちらにつきましては、給与所得者の控除の上限などが今までなかったものが設けられるということになります。こちらは公的年金収入1,000万円以上という方はちょっと確認したところ2名おりました。非常にびっくりしたケースなんです。これも額にしたら幾らでもないというところになります。

あと、基礎控除の見直しということで、合計所得金額が2,500万円以上という方につきましては今現在134名おります。この方が仮にまた同じように、この人数が32年度分について同じようにいたとした場合になりますが、これにつきましては控除額のほうが天井ができたことによって基礎控除の適用がなくなるということになりますので、簡単な計算にはなるんですが、市に対する増収としましては500万円以上かなと考えております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございますか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、ざっくり今の市税条例のことで牛久市の影響が少し出たということなんですけれども、ちょっと細かいことであれなんですけれども、個人市民税関係、今まで給与収入1,000万円の方が今後850万円に引き下げられるということ、それに伴って対象となる方がふえてくるのではないかと思います。ここが中間層と言われる方たちが増税になるのではないかと思います。この辺やはり国保料や介護保険料とか、所得金額によって算定基準が定められているところでは影響が出るのではないかなと思うんですけれども、その辺の850万円引き下げられることによるの大体の人数というのは、大まかで結構なんですけれどもわかったら教えてください。

それと195万円の上限が、今までは控除が220万円が195万円ということで、この辺についても伺いたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤副委員長の御質問にお答えします。

今の850万円以下になった場合ということでの御質問なんです。実際今回のこの税制改正により影響を受ける人というのは、会社員、給与所得者全体の4%くらいの方と情報誌等で確認をしております。また、これにつきましては、この改正と同時に子育てや介護を行っている者には負担が生じないようにということでの措置も同時に講じられているということになっております。

す。

もう1点、年収から今度控除される220万円の人数ということなんですが、これについてはちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、また後で後日報告いたします。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、子育てとかそういうのに負担が生じないように措置をするということなんですが、この辺の詳しいことというのはもう既にわかっていらっしゃるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤副委員長の御質問にお答えします。

こちらの負担が生じないよということの措置につきましては、具体的には年末調整において、その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で特別障害者に該当する者または年齢23歳未満の扶養親族を有する者、もしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円からとなりますが、850万円を控除した金額の10%に相当する金額を給与所得の金額から控除するといったような措置が講じられるということになります。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第38号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第39号、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第39号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 議案第39号について説明いたします。

牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について。

平成30年度税制改正により、地方税法等が改正されたことに伴い、都市計画税条例の一部を改正します。都市計画税条例における主な改正内容は各項の整理となります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第39号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第39号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第44号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第44号について、提案者の説明を求めます。管財課長。

○山岡管財課長 管財課山岡です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第44号、損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

平成29年9月9日発生の公用車による交通事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして当事者と示談の内容が調いましたので議会の議決を求めるものでございます。

事故の経緯ですが、平成29年9月9日午後3時37分ごろ、牛久市上太田町809番地3付近におきまして、うしくグリーンファーム株式会社に貸与しています公用車で、市内の農地の確認をするために、うしくグリーンファーム株式会社代表取締役が運転をしまして丁字路で左折しましたところ、右側から走行してきた車両に気づかず接触し、運転手がけがをして同車両の後方を損傷させたものでございます。相手方、運転手の方はアラキカズオさん、これは阿見町の方です。過失割合は市が80%、相手方は20%となります。示談の内容ですけれども、損害賠償額133万7,981円です。こちらは全額保険対応となります。内訳といたしましては、人身損害賠償額が120万円。物損賠償額が13万7,981円となります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第44号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 グリーンファームのうち、契約関係についてお伺いしたいので、もしかしたら産経の所管になるかもしれないんですけども、きのうの答弁でも保険料についてはグリーンファームに費用を負担していただいているとお話がありまして、それらグリーンファームと市の費用負担のあり方については協定書を結んでいるというお話を伺いました。その協定書の内容を明らかにしてもらおうというのは可能なんでしょうか。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 それでは、伊藤委員の質問にお答えをいたします。

牛久市とうしくグリーンファームにおきましては、車両等の使用貸付契約書というものを平成23年8月31日に締結をしてございます。その中で、市が所有する車両をグリーンファームのほうに貸し付けをすることになってございまして、その中でまた第6条の中にその維持に係る費用につきましては市が負担するという形になっております。

以上です。

○杉森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そのほかいろいろかかってくる電気代等の費用については、協定書というのはまた別であるんでしょうか。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 済みません、こちらの手元にある資料につきましては、車両等に関する契約ということですので、詳細についてはちょっと担当課のほうで確認をしていただきたいと思います。

○杉森委員長 そのほかございますか。山越委員。

○山越委員 この件につきましては、昨日も同僚議員から質疑がございました。その中で常任委員会まできっちりした説明をお願いしますよという最後のお話があったと思うんですけども、私自身についてはこのことについて、この44号についてどうこうという意味ではありませんが、今後しっかりした見直しを図りまして、なぜかといいますと本来であれば、別個の株式会社であ

ります。グリーンファームは。それを市が全部持ってあげるといようなそういう状況というのは必ずしも好ましくない。本来であれば、自分たちがお借りしている車であっても使用者であるわけですから、使用者がその保険を自前で払って、何かがあったら自前で帰結させるというのが、一番シンプルで一番簡単な話だと思うんですね。それが市を経由して保険を払ってどうのこうの、事故が起きたらこれもまた市の保険を使ってやるといったような形というのはちょっと余り自然じゃないのかなと思うんですが、その辺の考え方の整理というのはどういうふうにお考えになっているのかというのを、ちょっと御説明いただければと思います。

○杉森委員長 市長。

○根本市長 私のほうからは車の管理の仕方、確かに私も保険まではそういう市が負担するというのはわかりません。ただ、今までの規定どおりだとそうになってしまうのかなという思いもございます。ただ、やっぱり自立した会社におきますと、仮に車を貸してあげますよ、貸与しますよという場合は、やはり経費はその会社で持つのが普通の考え方、民間だったらそうであります。例えば、車検から整備から、本当はいろいろ保険までやるのが本当であって、そういうことでこれからちょっとやっぱりグリーンファームの収入とか、そういう非常にまだ赤字を持っている、若干の黒字は出ましたけれども、やはりこれから自立した会社にするためにはそういうことも少しずつ変えていく必要があるのかなと。ただ、やっぱりまだ自立できない部分の財政的なものもございますので、一つ一つやっていくかなと私は思っております。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 本来であれば、最終的な話になりますけれども、グリーンファームが自分で車を買って自分で保険を掛けてというのが一番理想だと思うんですけれども、いわゆるごく普通の形を目指してやっぱり考え方の調整というんですか、整理というんですか、それを進めていただきたい。これはお願いですからお答えは要りません。

○杉森委員長 そのほか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今回の事故については、市のほうでこういう議案として出てきているところでは、今から変えるということは多分厳しい問題だろうと思いますが、きのうの質問の中でも保険料負担分については今度はグリーンファームのほうから払うといような、たしか答弁もあったと思いますが、今後その辺、契約はそうしますと市のほうでして保険料部分だけグリーンファームが払うと。そうすると、また事故があった場合にはこのようなことになりかねないんじゃないかと思いますが、その辺の見直し、その辺の考え方。それと、先ほど第6条で維持費については市の負担とするということでありましたが、この維持費の内容、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 それでは、遠藤副委員長の質問にお答えいたします。

まず契約については、当然金額等の話が出てきますのでこれは変更という形になってくるかと思ひます。第6条の維持に係る費用ですけれども、こちらについては車検、定期点検、保険等に係る費用ということになります。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この維持費なのですが、燃料代についてはそうしますとグリーンファームのほうで負担をしているのか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

それと保険料負担分、今後についてはということだと思えますが、多分これほどの、先ほど山越委員の質問とかかかってしまうことあるんですが、所有者であっても保険料を掛けていればその部分については保険料を納めているところが負担をする、該当するということになってくるので、今回の契約ではそうなってしまうんですが、今後、その辺を考えていくのかどうか、再度伺いたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 燃料費の件に関しましては第7条の中にございまして、消耗するものの費用については乙、要するにグリーンファームが負担ということになってございます。

保険の所有者の件ですけれども、現在公用車ということで所有者は牛久市になってございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 先ほど言ったのは、所有者は牛久市であっても、今後保険料を負担するのがグリーンファームならば、そういう契約になっていってもいいのではないかという、ちょっと質問がわかりづらかったかと思いますが、その辺を伺います。

○杉森委員長 総務部長。

○中澤総務部長 遠藤副委員長の御質問にお答えをいたします。

まず今回、この保険ですが、今現在見直しを担当課のほうに指示しまして今調整をしているところでございます。保険の負担金、グリーンファームで使っている車分の保険の負担分と、そのほか、実際に事故が起きた場合に免責分、あるいは保険で賄われない部分につきましては全てグリーンファームで持つという形の見直しを進めているところでございます。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第44号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第45号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第45号について、提案者の説明を求めます。管財課長。

○山岡管財課長 それでは、議案第45号、損害賠償の額を定めることにつきまして御説明をいたします。

平成29年11月6日発生の公用車による交通事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、こちらも当事者と示談の内容が調いましたので議会の議決を求めるものでございます。

事故の経緯ですが、平成29年11月6日午後0時15分ごろ、つくばみらい市絹の台3丁目33番地付近におきまして、社会福祉課職員の運転する公用車が交差点の赤信号で停止した後に、

前の車両が進んだと思い車両を発進させたところ、実際には動いておらず、停止中だった相手車両の後部に衝突し、運転手にけがをさせたものでございます。相手方、運転手の方は飯塚ハジメさん、こちらつくば市の方です。過失割合は市が100%、相手方はゼロ%です。示談の内容ですけれども、人身損害賠償額120万円で、こちらも全額保険対応となっております。以上です。

○杉森委員長 これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第45号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第46号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第46号について、提案者の説明を求めます。管財課長。

○山岡管財課長 それでは、議案第46号、損害賠償の額を定めることにつきまして御説明をいたします。

議案第46号につきましては、先ほど議案第45号で説明をいたしました事故の車両に対する損害賠償額の内容となります。車両の所有者が運転していた方ではなくて、株式会社エープランという会社の社用車であることから、株式会社エープランに対して損害賠償を行うものでございます。示談の内容ですけれども、損害賠償額29万7,120円で、こちらも全額保険対応となります。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第46号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第35号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第44号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分閉会